

「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見募集手続の結果について

令和 5 年 1 0 月 1 8 日
公正取引委員会
経 済 産 業 省

「適正な電力取引についての指針（改定案）」について、令和 5 年 8 月 1 5 日から同年 9 月 1 3 日まで意見公募手続を実施いたしました。

提出意見に対する考え方については以下のとおりです。

なお、行政手続法第 4 3 条第 2 項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	総論について、改正前から改正後で条件や提示される内容が具体的になっていて、良いと思います。 ただ、大切な話なのに、マスメディアなどでもこのパブリックコメントがあると広められていないのは、一般市民への説明が果たし切れていないのではないのでしょうか。 パブリックコメント欄を毎回確認しに行く方は限られているので、もう少し広めてくださると嬉しいです。	いただいた御意見については、今後の制度立案・設計のプロセスの参考とさせていただきます。
2	・ 本改定案第二部Ⅱ 1（1）②で新設する注 1 の監視委の「確認」は具体的にはどのように行うのか。 ・ 同注 3 行目「いないこと、かつ」は「いないこと及び」とすべきではないか。11 行目「いること、又は」は「いること又は」とすべきではないか。	・ 1 つ目の意見内容について 区域において一般電気事業者であった発電事業者等による内外無差別の取組状況の確認については、従来どおり、電力・ガス取引監視等委員会における制度設計専門会合において議論することとしております。 ・ 2 つ目の意見内容について いただいた御意見を反映し、本指針の改定をします。
3	改定案に対する意見を以下のとおり述べさせていただきますが、あわせて、現行部分に対する意見も後半部分で付記しております。 ・ 改定案に対する意見 【意見 1】 ・ 該当箇所 本改定案第二部Ⅱ 1（1）② また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等（区域において一般電気事業者であつ	・ 1 つ目の意見内容について 常時バックアップの契約窓口は、原則として、他の小売電気事業者と直接的な競争関係にないグループ内の事業者に設置することが望ましいものの、一定の場合には例外的に小売部門が他の小売

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
	た発電事業者及び常時バックアップの契約窓口となる事業者をいう。以下同じ。) が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、……。 ・意見内容 「一般電気事業者であった発電事業者等」の前提として、東京電力エナジーパートナーや中部電力ミライズという発電分離された小売事業者が常時バックアップの窓口となることは、競争相手に販売状況を教えることになるので、容認すべきではないと考えます。仮に認めるのであれば、小売に関係しない部門が担当し、かつ小売部門とのファイアーウォールを設けることを義務付けていただきたい。 【意見2】 ・該当箇所 本改定案第二部Ⅱ1（1）② （注1）区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、自己又はグループ内の小売部門との内部取引の条件を他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件に比して有利に取り扱っていないこと……。 ・意見内容 内外無差別な取引を推進しなさいという趣旨と理解しましたが、「他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件に比して有利に取り扱っていないこと」の部分について、「取引条件」のみではなく「取引機会」も含めていただきたい。 【意見3】 ・該当箇所 本改定案第二部Ⅱ1（1）② （注1）……、かつ他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件を自己又はグループ内の小売部門との内部取引の条件に比して不利な条件	電気事業者との交渉を行い、常時バックアップに関する意思決定を行うことが是認されるものと考えております。他方で、小売部門が交渉窓口となる場合には、公正な競争を確保する観点から、適切な情報管理が行われているか等について、適切に確認を行っていきたいと考えております。 ・2つ目の意見内容について 「自己又はグループ内の小売部門との内部取引の条件を他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件に比して有利に取り扱っていないこと及び他の小売電気事業者に対する卸供給の取引条件を…不利な条件に設定していないこと」の確認においては、第86回制度設計専門会合の議論のとおり、内外無差別な交渉スケジュールで交渉が実施されていたか等の取引機会についても内外無差別な卸売の評価項目としております（第86回制度設計専門会合・資料5の確認項目A（24ページ）を御確認ください）。 ・3つ目の意見内容について 「電力・ガス取引監視等委員会が確認した場合」というのは、従来どおり、電力・ガス取引監視等委員会における制度設計専門会合において議論することを意味しておりますので、特段の修正は不要かと存じます。

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
	に設定していないことを、電力・ガス取引監視等委員会が確認した場合においては、当該区域において一般電気事業者であった発電事業者等は他の小売電気事業者に対して常時バックアップを行う必要はない。 ・意見内容 「電力・ガス取引監視等委員会が確認した場合」という表記は、現在審議会等で内外無差別の判定に関する議論が行われていることを踏まえると、常時バックアップをうけている小売事業者を不安にさせます。電取委の確認の前提として、「内外無差別が実現されていることが審議会等で認定され公表されている状態」が常時バックアップ廃止の条件であることを明記していただきたい。 【意見４】 ・該当箇所 本改定案第二部Ⅱ １（３） ……自由化により新規参入した小売電気事業者は、自己の需要をカバーできる十分な電源を保持していない場合も多く、部分供給に加え、卸電力取引所を通じた電力の調達や発電事業者との相対契約を締結する必要がある。 ・意見内容 現行と比較した際、「常時バックアップ」の表現が削除されている部分が気になります。内外無差別が達成されて常時バックアップが不要と判断された区域に関する記述であれば理解できますが、内外無差別は多くのエリアで達成されておらず、常時バックアップ廃止の時期も見えない中で、常時バックアップの表記を削除しないでいただきたい。 【意見５】 ・該当箇所	・４つ目の意見内容について 既に内外無差別であると確認されたエリアもあり、かつ、常時バックアップは将来的には廃止の方向性で審議会等でも議論がなされており、日本全体の一般論として、常時バックアップが必要とまでは表現できないため、改正案のとおり修正すべきであると考えています。 ・５つ目の意見内容について

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
	本改定案第二部Ⅱ 2 (1) イ ③常時バックアップにおける不当な取扱い (現行規定) 常時バックアップは、電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者にとって引き続き主要な電源調達手段となっている。また、区域において一般電気事業者であった発電事業者等が小売電気事業者に供給し得る発電設備の大半を確保し、区域を越えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達も十分にできない状況においては、多くの小売電気事業者は、常時バックアップを当該発電事業者等に依存せざるを得ない状況にある。 ・意見内容 上記現行規定は大半部分が削除されることとなりますが、常時バックアップの重要性を記載した部分となり、内外無差別の達成とは別に常時バックアップ廃止が独り歩きしている感じがします。当該記載を削除しないでいただきたい。 ・改定対象外の箇所（現行部分）に対する意見 【意見6】 ・該当箇所 本改定案第二部Ⅱ 1 (1) ② ……他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を……。 ・意見内容 「確保されるような配慮」は「確保されるよう配慮」とする方が明瞭であると思います。 【意見7】 ・該当箇所 本改定案第二部Ⅱ 1 (1) ②注2	該当部分の記載は、新規参入した小売電気事業者の電力調達手段が限られている中で、区域を超えた卸供給が限定的にしか行われておらず、卸電力市場からの調達が十分にできない状況において、多くの小売電気事業者が常時バックアップに依存せざるを得ない状況にあったことを前提としたものですが、令和4年度末において、卸電力取引所におけるスポット市場等の取引量（約定量）は総需要量の39.9%に達していること（第86回制度設計専門会合 資料11 40ページ）や、区域において一般電気事業者であった発電事業者等から新規参入した小売電気事業者に対する相対取引量も増加してきていること（第86回制度設計専門会合 資料11 38ページ）に加えて、常時バックアップの大半を一部の小売電気事業者との契約が占めていること（第75回制度設計専門会合 資料4 9及び10ページ）を踏まえると、当該記載は現在の電力市場における状況と乖離していると考えられることから、現在の電力市場の状況に即して改定するものであり、常時バックアップの廃止を理由として改定するものではありません。 ・6つ目の意見内容について 元の本指針における表現も「確保されるような配慮」であり、改正事由もないため、現行の記載のままいたします。 ・7つ目の意見内容について いただいた御意見については、今後の制度検討の参考とさせていただきます。

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
	(b) 区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、長期の卸供給に関する相対契約を締結している場合における、当該契約の相手方である発電事業者 ・意見内容 旧一電グループ内での長期相対契約が存在する場合、内外無差別な卸取引を推進していくにあたり、グループ外にも長期相対契約を内外無差別に提供すべきと考えます。 【意見8】 ・該当箇所 本改定案第二部Ⅱ2（1）イ③ ○ 供給余力が十分にあり、他の小売電気事業者との間では卸供給を行っている一方で、常時バックアップを拒否し、又は正当な理由なくその供給量を制限すること。 ・意見内容 「供給余力が十分にある」という規定のもとで常時バックアップ供給が制限されている実態にあります。供給力不足で常時バックアップ供給を制限した場合、その制限が適切であったのかの事後検証をお願いしたい。常時バックアップ供給は、よほどのことが無い限り原則として制限すべきではないと考えます。 【意見9】 ・該当箇所 本改定案第二部Ⅱ2（1）イ③ ○ 同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること、又はグループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定すること。 ・意見内容	・8つ目の意見内容について 事業者の行為が独占禁止法に違反するかについては、市場の状況や行為の態様、他の事業者への影響等を総合考慮して、個別具体的に判断することとなります。 ・9つ目の意見内容について いわゆるプライススキーズについては、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」において、「川下市場で事業活動を行うために必要な商品を供給する川上市場における事業者が、自ら川下市場においても事業活動を行っている場合がある。このような場合において、供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について、自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり、供給先事業者が経済的合理性のある事

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
	旧一電の小売料金と比較して卸価格が高い状況は複数エリアで現実には生じている懸念があり、独占禁止法違反となるプライススクイーズ状態にあると考えています。内外無差別に関する議論とともにプライススクイーズに関する議論も進めていただきたい。	業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為（いわゆるマージンスクイーズ）」（同指針第2の5（注17））は、排除行為に該当し得るとの考え方を記載しています。
4	・該当箇所 本改定案第二部Ⅱ2（1）イ③〔常時バックアップにおける不当な取扱い〕 ・意見内容 以下の修正案のとおり修正いただきたい。 ＜原 案＞ ○ 同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること、グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定すること。 ＜修正案＞ ○ 発販分離している小売電気事業者が常時バックアップを供給する場合に、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金（注）を設定すること。 ○ グループ内の小売電気事業者に対する自己の卸供給料金に比べて不当に高い料金を設定すること。 ・理由 小売料金は、発電部門から卸供給を受けた小売部門が外部調達も踏まえて戦略的に設定するものであり、発電部門が常時バックアップを供給する場合の価格設定に当たっては、内外無差別を担保できていれば小売料金に縛られる必要はないものと考えられるため。 小売部門が、外部調達を踏まえた市場調整項を導入した場合であっても、発電部門が自社の供給力を原資に供給する常時バックアップ料金には市場調整項を導入する理屈はなく、実態として小売料金との整合が困難になってきているものと思料。	改定案は、常時バックアップが存続する区域において、当該区域において一般電気事業者であった発電事業者等が、常時バックアップに依存せざるを得ない特定の小売電気事業者に対して、同様の需要形態を有する他の需要家に対する自己の小売料金に比べて高い料金を設定した場合には、独占禁止法上違法となるおそれがあるという考え方を示したものであり、原案どおりとさせていただきます。 なお、御指摘のような内外無差別な卸売が担保されている区域においては、当該区域における一般電気事業者であった発電事業者等は、常時バックアップを行う必要がない（常時バックアップが廃止される）と整理されている（第二部Ⅱ1（1）②注1）ことから、常時バックアップに係る料金を想定することができないと考えられます。 また、一般論として、常時バックアップに限らず、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」において、「川下市場で事業活動を行うために必要な商品を提供する川上市場における事業者が、自ら川下市場においても事業活動を行っている場合がある。このような場合において、供給先事業者に供給する川上市場における商品の価格について、自らの川下市場における商品の価格よりも高い水準に設定したり、供給先事業者が経済的合理性のある事業活動によって対抗できないほど近接した価格に設定したりする行為（いわゆるマージンスクイーズ）」（同指針第2の5（注17））は、排除行為に該当し得るとの考え方を記載しています。